

平成 30 年 6 月 25 日現在

機関番号：34601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780028

研究課題名(和文) 東アジアにおける国際離婚の総合的な紛争処理と国際協力体制の構築に関する研究

研究課題名(英文) Research on the Establishment of International Cooperation System for Resolving International Divorce Disputes in East Asia

研究代表者

黄 ジンテイ (HUANG, RENTING)

帝塚山大学・法学部・教授

研究者番号：50372636

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、東アジア地域における離婚事件の国際裁判管轄と外国離婚判決の承認要件を比較研究し、同地域における国際離婚の総合的な紛争処理と国際協力体制の構築を提言するものである。

研究成果として、日中韓の離婚管轄と外国離婚判決の承認執行法制の比較研究をまとめた英文の論文を公表したほか、離婚の際に生じやすい子の奪取に関連して、日本の実践を踏まえて、中国が同条約に加入する可能性を論じた中国語の論文を公表した。また、外国調停離婚の効力承認を考察する国際研究に参加し、中国、韓国、台湾における外国調停離婚の効力承認に関する現状を比較し、日本の立場を考察する論文を共著し、公表する予定である。

研究成果の概要(英文)：This research project aims to reveal by means of comparative law analysis the similarities and differences in recognition and enforcement of foreign divorce judgment among East Asia countries, and proposes to explore the possibility of establishing an international cooperation system for resolving international divorce disputes in the said area.

As the result of this research, a comparative study on the possibility of harmonization in dealing with international family matters in the region, with emphasis on international divorce jurisdiction as well as recognition and enforcement of foreign divorce judgment has been published. In relation to child abduction issues in the divorce dispute, a study on the practice of Japan in dealing with Hague Convention and the possibility of China's accession has been published in Chinese.

Nonetheless, an international co-authored paper is to be published, which compares the recognition of foreign divorce by mediation in court in the region.

研究分野：国際私法

キーワード：国際離婚 東アジア 国際私法 国際民事手続法

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 日本、韓国、中国、台湾を含む東アジア地域の各国際私法は、財産法分野の法選択規則において、多くの共通点・類似点を有する一方、家族法分野においては、とりわけ中国国際私法が属人法として常居所地法主義を採用し、連結政策に関しても独自のルールを多数有するため、地域的な国際私法の調和が実現困難といわなければならない。

しかし、この地域内では人的交流が多く、国際私法の不調和によって生じる不均衡な(いわゆる跛行的な)身分関係はなるべく避けなければならない。そのためには、離婚判決、さらには財産分与および子の親権者指定などの判決部分の承認執行を相互に実現することが重要であるが、判決の承認要件としての間接管轄およびこれと表裏関係にある離婚事件の国際裁判管轄(直接管轄)の内容、さらには相互の保証の内容および解釈に関して、同地域では必ずしも平準化したとはいえず、離婚判決がスムーズに相互承認できる体制作りが喫緊の課題であると考えられる。

(2) 以上の問題意識に基づき、申請者は東アジア地域における離婚事件の国際裁判管轄と外国離婚判決の承認執行制度などを考察し、国際離婚の総合的な紛争処理と国際協力体制の構築を提言する本研究を着想するに至ったのである。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、国際離婚をめぐる東アジア地域の国際民事手続法制を比較研究し、離婚事件の国際裁判管轄と外国離婚判決の承認執行制度などの問題を考察し、離婚の国際裁判管轄と、間接管轄要件をはじめとする承認要件の調和の可能性を模索し、上記地域における国際離婚の総合的な紛争処理と国際協力体制の構築を提言しようとするものである。

(2) 研究では、まず東アジアそれぞれの国・地域における離婚の国際裁判管轄と間接

管轄、相互の保証、子の引渡しと面接交渉に関する実質法と執行制度を調査し、共通点と相違点を析出する。

つぎに、上記で析出した相違点を分析して、ハーグ条約などとの比較をしつつ、離婚の国際裁判管轄をはじめとして国際離婚に係る個別制度の調和の可能性を分析し、地域的に受け入れ可能な共通ルールを検討する。

最終的には、これらの共通ルールを総合して、東アジアにおける国際離婚の総合的な紛争処理と国際協力体制を構築する具体的で現実的な提言をまとめることを研究の目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究の各比較研究の対象である日本、韓国、中国、台湾などの国際民事手続法について、それぞれ立法資料、先行研究、判例学説などの文献調査を行った。また、韓国法、台湾法については、文献調査以外に、海外の研究者から専門的知識の提供を受けた。さらに、日本法との相違点が多く、実務が複雑な中国法については、文献調査を行ったとともに、制度と実務の運用、学説の影響などについて、現地の学者、裁判官、弁護士などを対象に聴き取り調査を行った。

(2) これらの調査結果を分析し、東アジア地域の各国際民事手続法の現状の正確な把握に努めた。そのうえ、日本における人事訴訟・家事事件の国際裁判管轄規定の明文化をめざす法改正の動向と法案の内容を分析し、東アジア地域の比較法の観点から考察した。さらに、中国における外国判決承認執行制度の改正案についても分析し、日本の研究会で報告するとともに、改正作業を担当する中国最高人民法院に意見書を提出した。

(3) さらに、東アジア地域における離婚の実務上、訴訟よりも調停によるものが多数である現状を勘案して、国際離婚調停の効力承認に関する国際共同研究に参加した。

#### 4. 研究成果

(1) まず、比較国際私法の観点から中国改正国際私法の内容と解釈を逐条に考察し、日本をはじめ東アジア地域の他の国際私法との相違点を浮き彫りにした研究成果を公表した(後掲〔図書〕)。

(2) 上記(1)の研究成果を前提に、Recent Developments in the Area of International Family Law in East Asia(後掲〔雑誌論文〕)

は、属人法として常居所地法主義を採用する中国国際私法は、法選択規則という点において日韓との調和が困難であるが、実体法と国際民事訴訟法なども勘案すれば、婚姻の成立と協議離婚に関しては国際的な私法生活関係の調和は実現していると結論付けた。これに対して、裁判離婚については、外国離婚判決の承認を通じて調和を実現するには管轄ルールの平準化と相互の保証要件の緩和が必要であることを指摘した。さらに、子奪取に関しては、日韓がハーグ子奪取条約を批准したことを受け、中国も批准の是非を検討すべきと指摘し、その前提として現行法および実務を考察し条約との親和性を明らかにした。

(3) 上記(2)の研究成果を踏まえて、中国における離婚裁判における子の引渡し紛争の執行の実態と問題点を分析し、日本及び韓国の条約批准および国内法の整備を紹介して、中国もハーグ子奪取条約を批准し、これを契機に国内執行制度の整備が可能になるというメリットを指摘する学会発表を中国で行った(後掲〔学会発表〕)。さらに、同報告にハーグ子奪取条約に関する日本の履践を分析し評価した研究成果を論文として中国で公表した(後掲〔雑誌論文〕)。

(4) また、日本における人事訴訟法等改正法案における離婚の国際裁判管轄規定を分析し、中国、韓国の規定を比較し、条件付きながら本国管轄を認めた点を含め共通点が多く、離婚判決の承認要件である間接管轄の

平準化に寄与する可能性を指摘する学会発表を国際学会で行った(後掲〔学会発表〕)。

(5) 東アジア地域における離婚の実務上、訴訟よりも調停によるものが多数である現状を勘案して、国際離婚調停の効力承認に関する国際共同研究に参加し、その研究成果を論文としてまとめ、2018年度中に公表する予定である。同論文は、学説および実務上明確ではない日本における外国調停離婚の効力について、ドイツ、中国、台湾、韓国における外国調停離婚の効力承認の制度現状を比較しながら、準拠法アプローチよりも判決承認アプローチによるべきと主張するものである(後掲〔雑誌論文〕、研究代表者は中国における外国調停離婚の効力承認部分の執筆を分担した)。外国調停離婚の効力承認が判決承認アプローチによるとした場合に、本研究が対象とする外国離婚判決の承認に関する考察が、外国調停離婚の効力承認にもほぼそのまま妥当するといえる。

(6) 日本と中国との間に、これまでの裁判例上、相互の保証がなく、判決の相互承認の障害になっている。中国最高人民法院は相互の保証要件の解釈を緩和することを含めた外国判決承認執行に関する司法解釈の草案を2017年に作成している。日本との判決相互承認の可能性という視点から同草案を紹介し考察する研究発表を行った(後掲〔学会発表〕)とともに、同草案に対する意見書を中国最高人民法院に提出した。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

中野俊一郎、黄ジンテイほか2名、離婚調停の国際的効力、現代家族法講座第5巻所収、査読無、日本評論社2018年刊行予定

黄ジンテイ、日本国際私法の立法と典型判例—国際民事訴訟法を中心に、中国涉外家事法律論叢1巻、査読無、2017年、231-241

黄ジンテイ、夫婦財産制準拠法の判断と適用 - 中国海南省高级人民法院 (2013) 民三終字第 75 号民事判決を例として、中国涉外家事法律論叢 1 巻、査読無、2017 年、137-143

黄ジンテイ、ハーグ子奪取条約 日本の実践と中国の締結可能性について、中国政法大学国際法評論 7 巻、査読無、2016 年、101-114

黄ジンテイ、Recent Developments in the Area of International Family Law in East Asia、国際法外交雑誌 114 巻 1 号、査読無、2015 年、74 - 88

〔学会発表〕(計 7 件)

黄ジンテイ、中国国際私法における裁判離婚の付随問題の準拠法決定、International Conference on Asian Principles of PIL (Family and Inheritance Law)、2018 年 3 月 28 日、台湾中正大学

黄ジンテイ、中国における外国判決承認執行制度の改革、関西国際私法研究会、2017 年 12 月、京都大学

黄ジンテイ、Jurisdiction over Divorce in Japan: Precedents and the New Bill、JPIL ASIA PACIFIC COLLOQUIUM 2016、2016 年 9 月 26 日、香港大学

黄ジンテイ、中国国際私法の発展と課題 国際私法学会第 129 回大会、2016 年 6 月 5 日、名古屋国際会議場

黄ジンテイ、夫婦財産制の準拠法の決定と適用、中国国際私法学会涉外婚姻家事法フォーラム、2015 年 11 月 5 日、中国政法大学

黄ジンテイ、「涉外民事関係法律適用法」物権部分の解釈、中国国際私法学会 2014 年年次大会、2014 年 10 月 18 日、中国上海海事大学

黄ジンテイ、ハーグ子奪取条約と中国における子の撫養者判決の執行、第 1 回中国婚姻家事法実務フォーラム、2014 年 6 月 21 日、中国人民大学

〔図書〕(計 1 件)

黄ジンテイ、中国国際私法の比較法的研究、帝塚山大学出版会、2015 年

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

黄ジンテイ (HUANG, Renting)  
帝塚山大学・法学部・教授  
研究者番号：50372636

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )